

クリーンエネルギー自動車の購入に補助金

地球温暖化対策を推進します

市では、新エネルギー機器などの設置・購入に対し補助金を交付しています。二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化対策を推進するため、今年度から補助対象事業にクリーンエネルギー自動車を追加しました。また、新エネルギー機器の設置に対する補助金額と申請の手続き方法を変更しました。

☎生活環境課 995-1816

地球にやさしいクリーンエネルギー自動車

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の購入が補助対象事業に加わりました。クリーンエネルギー自動車は、走行時の二酸化炭素の排出が少ないか全くないため、環境に配慮されています。

電気自動車



プラグインハイブリッド自動車



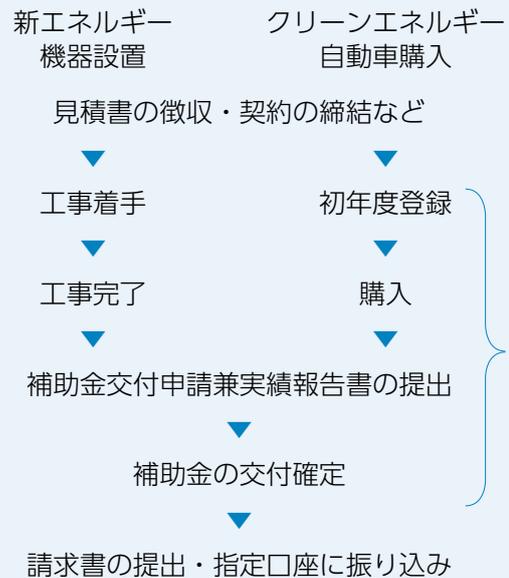
燃料電池自動車



補助申請と実績報告

新エネルギー機器（太陽熱高度利用機器・蓄電池システム・家庭用燃料電池システム）の設置後またはクリーンエネルギー自動車の購入後に必要書類を添付して、同年度内に手続きを行ってください。受け付けは、予算がなくなり次第終了します。

補助金交付手続きの流れ



対象・補助金額

対象機器・自動車	主な要件	補助金額
クリーンエネルギー自動車 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車)	初年度登録年月が申請年度内のもので自家用で使用すること。対象自動車について、過去に市の補助金の交付を受けていないこと。	80,000円
太陽熱高度利用システム	未使用品の設置であること。対象機器について、それぞれ過去に市の補助金の交付を受けていないこと。	25,000円
蓄電池システム		80,000円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）		70,000円

※令和4年度から補助金額が変更になりました。